

千葉県香取市

平成30年 7月26日

13時 発表

件名 職員の懲戒処分について 概要

香取市では、職員の懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）を行った場合、公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底を図るためこれを公表することとしています。

平成30年7月26日付で1件の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

- (1) 被処分者 総務企画部総務課付 副主幹 男性（50歳）
- (2) 処分の内容 減給10分の1、3ヶ月
- (3) 処分年月日 平成30年 7月26日
- (4) 違反行為 器物損壊
- (5) 事件の概要

平成30年7月4日午後10時頃、市内パチンコ店駐車場で、駐車中の普通自動車のサイドミラーを足蹴りしたとして器物損壊事件を起こした。これは、公務員としての信頼を著しく裏切り、信用失墜行為にあたるものである。

よって、上記のとおり 減給10分の1、3ヶ月の処分とするものである。

再発防止のための取組

庁内メール等により、全職員に対し綱紀の粛正を強く徹底するとともに、公務員としての自覚を強く促すなど、再発防止のため、さらに職員への指導等を継続して実施します。

【問い合わせ先】

香取市総務企画部

担当者 総務課長 浅野仙一

電話 0478-50-1240

ファクシミリ 0478-52-4566